

觀心本尊鈔と生死一大事血脈鈔 (灌頂鈔 總勘文鈔)

との鑽仰對照

(山川智應氏の解説を評す)

中谷良英稿
清水龍山補

緒言

曩に本誌第廿輯に「山川智應氏の觀心本尊鈔四十五字法体段正義結論を評す」を寄するや、氏は「信人」に論評、予復『信友月報』誌上兩回に涉り吾高田惠忍君と共に粗と辨了。而も論じて未だ盡さざるものあり、曰く本門の十抄と本門の三法妙との關係。是は高田君既に匡謬。曰く血脈鈔の佛・法・僧の三法一体と本尊鈔の心・佛・衆生の三法一体との會同是也。偶々中谷學士此稿あり、乃ち隨閱隨筆此稿成る。山川氏更に近刊『大崎學報』に「一念三千の法体と行法」に、反て予等が説を難す、予復將に十月發行の學報に之が論評を期せしに、恰も高田惠忍君『事一念三千觀心義提要』の著あり、論評至り且盡し、近く將に平樂寺書肆より公刊せんとす、予復蛇足を添へざるべし。中谷學士更に『正義』の「五十問檢討」稿あれども、頗る長篇、且「癡犬逐塊」の愚を思へば後日に讓る。

八月十五日

古愚學人

本論

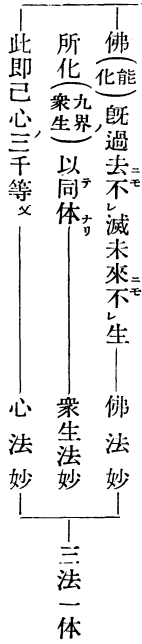
生死一大事血脈鈔に云

久遠實成の釋尊と皆成佛道の法華經と我等衆生との三全無差別一解て、妙法蓮華經と唱へ奉る處を生死一大事の血脈とは云々也

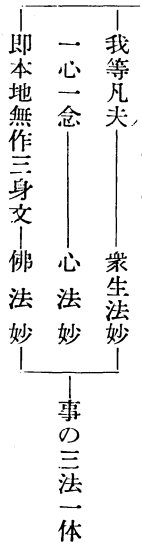
と。此文は明に佛・法・僧の三寶(三法)一体であるが、意は亦是れ正しく本門事の心・佛・衆生の三法一体の信解を信心唱題の根本用意と爲すべき旨を指南遊ばされたる金文である。此信解の上に立てる信心唱題をこそ方に「生死一大事血脈」、「此事但日蓮が弟子檀那の肝要」、「法華經を待つとは是也」と的示されたものである。即ち文は佛寶、「久成釋尊」、法寶、「法華經」、僧寶、「我等衆生」との三寶・三法が一体不二であるから、本佛大慈の護念力と本法難思の救濟力と行者一心の信念力と此三力が冥合する處に、即身成佛は在るのであると示し給うたものである。

之を觀心本尊鈔の四十五字法体段の心・佛・衆生の三法妙の聖判に對照するに、文は異つてゐるが意は全く同じである。何となれば、今文は因・迷の九界を「我等衆生」と總じて擧げて果悟の佛界に對し。彼文は總じて九界を「所化」と云ひ、別して行者を抽出して「己心」と、總別並べ、擧げた常途の心・佛・衆生の三法妙判である。故に今文の生・佛相對と、彼文の三法相對と、但今文は總の「衆生に別の「行者の己心」を合し、彼文は總の「衆生」より「行者の己心」を別開したの異のみで、其因果迷悟不二一体生佛同体全く事の一念三千を示す意に至ては則ち同じ、謂ゆる文異義同・言殊意同・異曲同工である。

然るに山川智應氏は、今文を直ちに本門の一体三法と解説し、常途の心・佛・衆生の三法妙判の綱格を逸して、祖文往々に「法華經」を「佛の心」「諸佛の魂魄」「佛智の妙法」等とあるより、今文の「法華經」を本門の三法判の「心法妙」と爲して居る。然るに是の如き本門の三法妙判、祖書果して那邊に在りや。抑と觀心本尊鈔四十五字法体段の心・佛・衆生の三法妙判は、正く是れ本門事の三法妙判の本據である。此義吾清水學師の『觀心本尊鈔鑽仰』等に既に述了されてゐるが要するに、今文は全く觀心本尊鈔の觀心の法体段四十五字の



又灌頂鈔の此品觀心者、妙法一心如來壽量品ナルカニ故我等凡夫一念ナリ一念即如來久遠本壽本地無作三身・本極法身・本因本果如來也。



と全く同じ。

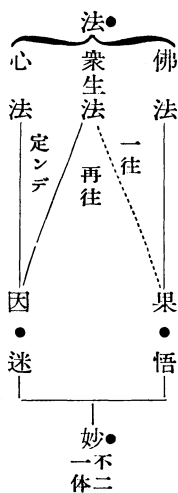
又灌頂鈔の連文の

所居(我等凡夫) 土常在靈山四土具足、本國土妙也文

とは即ち本尊鈔四十五字の初の

本時娑婆世界、離三災、出四劫、常住、淨土也、乃至所化以同体ナリ

で、俱に是れ本門事の一体三法・身土常住に約せる事の一念三千の觀心である。而して此二鈔の三法の因果迷悟判は



であることは、迹門に在つても本門に在つても、三法は即十界、十界は即因果迷悟であることは、歴然・宛然・儼然として、天魔破句も亦能く之を改變することの出来ない法爾本有・眞善妙有・眞實事の諸法實相・十界常住の妙法である。

大凡諸御書に、三法妙判に約して十界互具・生佛同体・一念三千を明し給ふ文の「心法」「一心」「一念」殊に「己心」を、「佛心」と指し給ふこと斷じて之無し。其然る所以は、本來三法は即ち十界で、三法と十界とは但是廣(十界)畧(三法)の異のみで体は一である。而して十界の迷悟因果判とは、苟も佛教である限りは、三國諸家異論はない。此迷悟因果の歴隔差別を語るのが昔圓、法性實相の一理又は一性の隨縁に約して圓融無差・理實相・理常住を説くのが今經の迹圓、無始本有の本佛緣起に約して事常無差・事實相・事常住の圓融無差を談ずるのが本圓である。法体談には此宵壤の差殊はあるけれども、其修用即迷悟因果判に至つては、昔・迹・本同一である。敢て問ふ、佐後の那書にか氏の謂ふ三法妙判の心法を「佛の心法」と爲し給へる聖判ありや。「佛の心法」は、三法妙判には「佛法」の攝である。故

に總勘文鈔には「佛法」と「衆生法」(心法を該ぬ)とを相對して其不二を説くに、「所詮已心ト佛心ト(佛身ともある)觀レハ一ナリ速ニ成レハ佛ニ也」とあるではないか。是を以て吾學師は『鑽仰』に、此四十五字の「已心」を「本佛果上の心」と言ふ時は、上の「佛法」と重複して、「佛法」が二重に成り、「行者の心法」が缺けるから、三法妙判の綱格を逸した新法相であり、又一念四千と成ると評された所以である。之に反して謂ゆる三法妙判の心法の「凡心」の聖判は、且く最も彰灼的白なる一文を示せば、

總勘文鈔は全鈔皆爾うであるが、別して一九〇〇頁初行に三法妙判の本典なる華嚴經の「心佛及衆生是三無差別」の文を引き

由テラスニ已心ト佛心ト不ト異ラ觀ニスルガ故覺シテ生死ノ夢ヲ還シテ本覺ノ寤ニ即身成佛ト云フナリ(中) 今法華經ハ超ケルハ八教ニ圓ケルハ速疾頓成ニメ心ト佛ト衆生ト此三ハ攝メテ我一念ノ中ニ無シト心ノ外ニ法ヲ觀スレハ、下根ノ行者スラ尙一生ノ中ニ入ニ妙覺ノ位ニ(略) 所詮已心ト佛身ト(亦佛心)觀スレハ一ナリト速ニ成レハ佛ニ也。故ニ弘決ニ又云ク。一切ノ諸佛ハ由レカ觀スルニ已心(下の佛心に對する)不ト異ニ佛心ニ故ニ得レリ成レハ佛ニ已此ヲ云フ觀心ト

と。何んと我家事觀の心。佛・衆生の三法の因果迷悟の差別の諸法が、不二・一体・互具融妙を觀ずること、最も明的確であると共に、其「心法」の的く「凡心」であつて、決して氏の謂ふ「佛心」でないことも亦最も明的確ではないか。

又灌頂鈔の連文に

又釋尊ト(佛)與ニ我等ニ(衆生法と心)法と合釋(者、本地一体不二ノ身也)とは、重ねて生佛不二・三法一体を明し給うたものである。

又

釋尊(能證)と法華經(所證)と我等(能修)との三者、全体不思議、一法ニテ全ク無ク三ノ差別一也文

とは即ち正に今文の

久遠實成の釋尊(佛寶)と皆成佛道の法華經(教寶)と我等衆生(衆生法に心法)を合釋、僧寶)との三ツ意兼ては心・佛・衆生)全ク無ク三ノ差

別ニ解メ妙法蓮華經と唱へ奉ル處を生死一大事の血脈とは云也文

と文意俱に全同である。

復總勘文鈔の最末に

三世諸佛(佛)一心ト(行者ノ一心、)和合シテ修行シ妙法蓮華經ヲ無レ障可シ開悟ス。三世諸佛ノ勘文如シ是レ可レ秘ス可レ秘ス文

文

とあるのも亦全く同致である。

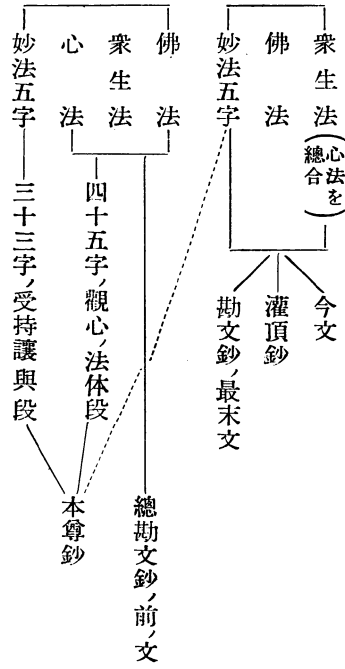
之ヲ要スるニ、心・佛・衆生ノ三法一體ノ妙旨(所證)を信解して、此能證ノ妙法ヲ信念口唱するを事觀事行といふのである。

已上今文と灌頂鈔と勘文鈔の最末の文とは、心・佛・衆生ノ三法ヲ、同一因・迷ノ總(衆生)別(心法)に過ぎない生と心と

を別開せずニ一衆生法ニ總合して、果なり悟なる佛法ニ對する、即ち生佛不二ニ約して三法一體ヲを示し、此妙旨ヲ信解して信念口唱するを事觀事行といふと、所觀ノ法體(三法一體)と、能觀ノ行法(妙法五字)とを一文に合採結約し給うたものである。

若し本尊鈔は所觀ノ法體ヲを四十五字法體段ニ於て三法妙ニ約して釋し、能觀ノ行法ヲを三十三字ノ受持讓與段ニ於て修

行の功徳に従へて示し給うたもので、釋相は異つて居るが、義趣は全く一である。即ち



である。「妙法蓮華經」は明に「佛所説の教法」、又「行者受持の法」であつて、斷じて「三法妙判」の心法ではない。咄何ぞ詭辯を弄し曲解を恣にして初心を眩惑するや。

又氏は今文明に「解して唱ふる」とあるに拘らず、「單信無觀」と言ふ。果して然るや否や、請ふ左記諸御書に依つて研覈しよう。初に且く、佐前

(一) 一生成佛鈔ニモ、建長七年御作。

此書には台釋に準ずる所ありと雖も、妙法の唱へ心に、能觀の妙觀として、一念三千三法、一体を釋して、一生成佛の旨を示す。

(二) 一代大意鈔「一九二頁七行—一九五頁、正嘉二年作。

觀心本尊鈔と生死一大事血脈鈔との鑽仰對照

天台・妙樂の止觀に於ける結成理境の文を引て釋す、大旨觀心本尊鈔の妙觀段(十六左)に同じ。

(三) 一念三千理事一九九・三〇二、同年作。

天台・荊溪の釋を引いて一念三千を談す。

(四) 十如是事二〇二・四、同年作。

十如同体の旨を釋す。

(五) 一念三千法門二〇五・二二、同年作。

台・荊を引用釋成、此書に初めて智者觀念・愚者唱題を分別し、又成佛につき現世内證成佛、次生外用成佛を云云。

(六) 總在一念鈔二二二・二九、同年作。

ほゞ前書と同様。又智者觀念愚者唱題を云云す。

(七) 十法界事二八七・二九五、係年未詳。

前來の御書多く行門に約する一念三千義。此鈔は教義的一念三千である。此類例として『法華眞言勝劣』四九四・五〇二、

『木繪二像開眼事』五三五・五二九、『聖愚問答鈔』五六〇末等がある。(勿論此等の御鈔も行門を豫想し、其意を含んではゐる)

(八) 十章鈔六七四・六七八、文永八年御作。

一念三千文在迹門義在本門云云と。此鈔は其一念三千を説くや意自ら解行の兩途に涉ると雖も正意は行門に在り。

復未猶智者觀念、愚者唱題を述べられてゐる。

已上は佐前、台家附順なれば正しき今の例證にはならぬが

次に佐後、重要御書を檢せんに

(一) 本鈔^{七四二}文永九年御作。

三法、一、体、の、信、解。

(二) 草木成佛口決^{七四五}一六、同年御作。

一念三千の妙解。『真言見聞』^{八三三}下及『八宗異目』^{八八八}下、『小大分別鈔』^{〇〇一}二、『四條金吾釋迦佛供養』^{一四四五}亦同致。

(三) 開目鈔^{七六五}、同年作。

教義的「一念三千珠を懐けり」の妙解より任運に「信心了因の子」云云と信觀融會に導く。

(四) 阿佛房書^{八二五}一六、同年作。

己心の寶塔の信解に立脚する唱題即ち信觀融會に落居。

(五) 最蓮房御返事^{八三七}八四一、同年作。

三業受持事觀の相貌を述べ、行相としては唯信、行意としては觀解を遮せず。

(六) 四條書^{八五一}一四、同年作。

前書とほゞ同意。

(七) 觀心本尊鈔、同副狀^{九三八}下、文永十年作。

正像未弘の事觀事行信成佛の行相行意を究竟す、即ち信觀融會の信唱。

(八) 諸法實相鈔^{九五八}下、同年作。

教義的妙解門の一念三千に立脚する信行即ち亦信觀融會に結歸す。

(九) 義淨房書、^{九六五}一六、同年作。

觀心本尊鈔と生死一大事血脈鈔との鑽仰對照

一心欲見佛に就て亦事一念三千の信行觀心を示す。

(十) 灌頂鈔一〇三三、文永十一年作。

一體三法の信行觀心即ち信觀融合の指南。

(十一) 上野殿後家尼御返事一〇四九、文永十一年作。

事觀信行成佛。

(十二) 初心成佛鈔一六七、建治三年作。

信行觀心。

(十三) 惣勘文鈔二九〇、弘安二年作。

信行觀心。

(十四) 御義口傳上四十六、五十五等。

信行觀心

右諸御書に依るに、佐後と雖も、本化の事觀事行亦三法一體の觀解を、信念口唱の内容とされてゐる。殊に觀心本尊鈔は、本門事の三法一體の原理に立つて事觀の精要を論じ、之を信行の心地として、受持受得を示されてゐることは、開卷先づ止觀の結成理境・心具十界の文に筆を起し、序分十六番頻々理具を問答し、正宗三番の間答、任運に事具に會入し、漸く性徳法体談より修徳修用門に轉じて、終に受持讓與に結歸し給うてゐる。受持受得の文は、専ら外客体の佛力・法力の功徳に従へてあるけれども、而も其受持即成する所以は、主体なる我等が内己心本具の徳に由る旨を示して、妙樂の文を引いて「當レ知ル身ノ土ノ凡ノ夫ノ等ノ」（念三千、故ニ成道時、稱ニ此本理ニ）一身一念遍ニ於

法界こと、以て能觀の妙觀を結成されてゐる。

更に進んで「夫し始、寂滅道場」已下昔・迹所説の無常の身土を簡非し、次に「今本時」等謂ゆる四十五字正く本門壽量文底の常住の身土を擧げ、之を事の一体三法の理致(世尊久證の本法)に結び、以て壽量觀心の法体を尅示し、行者信行の根本・即身成佛の心地を決定せしめ給うてゐる。故に此一段「但、但、八品」に至るを、先の能觀の妙觀段に對して正く所觀の妙境段と拜するのである。即ち我家の信心とは、正く此信解觀慧に立脚して本尊に對向し、題目を口唱するをいふのである。彼像法迹化迹門の天台の觀念觀法の無相法行・慧解行・觀念行に對して、此末法本化本門の信行觀心・有相信行を信心行といひ、觀と信とに對判するけれども、而も言ふ所の信たるや、彼十界隔歴生佛別体の淨土門に於ける他力回向の信心ではなく、十界互具三法一体一念三千の妙旨の内容附けられ原理附けられたる信であるが故に、行相は單信なれども行意は觀解(別に觀法を修するのではない、信心の得意内容を)、換言すれば觀解を信解に同化し消化し、味化し醇化したる妙信であつて、山川氏の言ふが如き偏に法力佛力に依る彼淨土教に相似せる單なる信心ではない。斷じてそれではない學者沈思深解せよ。

此信解に住して本尊に向ふ時境妙なり、此信解に住して題目を唱ふるに智妙なり、境智既に妙なるが故に行自ら妙なり、位・法等皆準知すべきのみ。此信解に依る三業受持(信心の故に受け、念力の故に持つ)を「後五百歲始觀心法門といふのである。誰か我家に觀解なしと謂ふ者ぞ乎。若し四信五品鈔に遮制し給へる觀心は、彼像法過時の天台の觀念觀法で、即ち像末觀信相對の大判であつて、今謂ふ所の末法名字即位の信行觀心ではない。請ふ精研せよ。今言ふ所の觀解は、彼像法過時の觀行即位の觀解でないことは理在絶言である。我家に謂ふ所の觀や解やは、末法應時の名字即位の妙解妙觀、即ち解かり易く言はど、仰いで大曼荼羅本尊に向つて父なる本佛の本來尊重本有尊形を拜して

其知慧と慈悲との結晶体功德聚なる南〇經を唱へて、自己を大曼荼羅會中、即ち父の中に發見し、伏して子なる自己の中に父なる本佛を体得し、更に兄弟姉妹十界三千法界一枚の心地に安住して、父なる本佛所授の題目を唱ふる處に父子一体・生佛感應の妙用を見る、是れ此を本化の事觀事行觀心といふのである。即ち信觀融會・信解一致の妙觀妙解妙信である。咄誰か之を「信觀並立」と謂ふ者ぞ乎。是の如きは良に如上諸書、殊に觀心本尊鈔の觀心に精通せざるに由る。請ふ我執を懺悔して正知正見正信を發起せよ。

而も猶或は言はん、かくの如きは但是教解の分齊のみ、正行にはかゝる觀解は要せずと。若し然らば本尊に向つても意業何を念じ、口業題目を唱へ身業妙戒を持つに、そも如何なる信解心地を以てする歟。若し又氏の言ふが如く、専ら外客觀的佛法力に依頼するとせんか、十界圓具の大曼荼羅は煩瑣なり、寧ろ久成一尊・又は七字一返首題本尊却て信行に便なり、例へば彼六字名號本尊の如し。當に知るべし十界圓具の大曼荼羅は、事の一念三千の觀心の妙境なることを。嗚呼此信解を三祕の樞幹に置くことと否との得失は、内は台當の進退用捨に、外は淨土教との異同差殊に、更に進んで依經本典の法華經の價值に影響す。切に切に學者行人の最も虚心坦懷・沈思精研・卷舒鑽仰を望む。宗學の極致・宗旨の最要良に此に在り矣。

餘論 三篇

其 一 本尊鈔所引の妙樂の「當知身土」の文に就て
(山川智應氏の解説を評す)

生死血脈鈔の今文と觀心本尊鈔四十五字法体段については、本論の如くであるが、山川氏は本尊鈔四十五字の「己

心」を「本佛の心」と解した結果歟、或は解せんとして歟、妙樂の「當知身土乃遍於法界」の文を『日蓮主義新講座』の「觀心本尊鈔講義」格^上に、^{一七四}

妙樂の釋の『當知身土一念三千』の身土は、第十七問の『教主釋尊乃無間大城の大火炎等、我等が一念の十界か、己心の三千かといふに應ず。而して不信、未信の己心には之なく、信念の己心にのみ、(○點私に付す)本佛本化を事上に具足し得ることを説き玉へるは、此第十九答の前半也。妙樂の釋の『故成道時、稱此本理、一身一念、遍於法界』は、次下の本佛釋尊の久遠成道の一念三千に約しての本門果上の三千を明し給ふなり。左の文字はみな以上の義を暗示せり。故成道時、(此下二重○點は氏の付する所)稱此本理、一身一念、遍於法界。今本時娑婆世界……此即己心三千具足三種世間也。此本門肝心於南無妙法蓮華經……召地涌千界說八品付囑之。其本尊爲體、本時娑婆上……八年之間但限八品」

といつて、此引文の聖意は次下四十五字文段の先驅として、久成釋尊果上事上の一念三千を明す爲めで、凡夫理具の三千を明す爲めではないとなし、成道の二字一身一念遍於法界の八字、又次段の本時乃己心三千等の文字がそれを顯はしてゐるといふてあるが、先哲の「祖書を解するには祖書を以てせよ」の格式に依りて此文を拜するに、抑々妙樂の此文は、止觀の結成理境の文、即ち本鈔冒頭標章所引の「夫一心具十法界^至介爾有心即具三千」云々の文の釋で、理具本具を結成した文である。但其釋相が、天台の無相の理具に對して、荆溪は有相の事遍を談じて我等凡夫の一念心具に落居したものである。「稱此本理」の四字著眼せよ。隨つて「故成道時」の四字固より我等凡夫の成道の時を指したもので、決して氏の言ふが如き「本佛が成道の時」ではない。要するに此文は我等凡夫の一心一念に本有に十界の身土を具す、故に受持成佛の時、此の本具の理に稱うて、我一身一念が法界に周遍して三身成道百界に應化するこ

とが出来るのであると。妙觀段の受持即成の原理を法體的に結示し給ふた文であつて、絶へて果上本佛のことを言はんが爲めではなくて、次下妙境段の四十五字と同じく、本門の事の一体三法一念三千を結成し給ふた文である。

即ち一代聖教大意（一九二）に

止觀ノ五ニ云々。夫（凡の）一心具三十法界乃至此三千在（凡の）一念ノ心ニ文。妙樂承釋云々當知身土（凡心の）至乃遍ニ於法界

と。亦明に妙樂の此文を天台の凡心本具の文を承釋せるものとせられてゐる。隨つて觀心本尊鈔の正像未弘の觀心の何たるかを拜するに、冒頭標章天台の「心具三千の文」を其出據となし。次いで觀心の義相を出しては「觀心者觀ニ我已心ヲ見ニ十法界ニ是ヲ云ニ觀心ニ也」といひ。其心具十界について重疊問答し。道理・文證・現證の三段構へにて心具十界、殊に我等凡夫ノ劣心に尊高なる佛因佛果の具不を難答し。序分は多く理具理觀に寄せて性德法体談道なるも、正宗に入るや任運に事具事觀に進み、殊に性德法体門より修用修德門に歸し、即ち三十三字の受持讓與段の修顯得体即身成佛の方法及相貌を結示し給ふに妙樂の此文を引かれたのである。

是の如く本鈔十六左初行「遍於法界」までの妙觀段を一貫して通觀するに、其最要は即身成佛とは、己心の佛界を觀じて之を顯現するにある。而して其方法に就て、天台の觀念法行に依らないで、本佛の慈悲の結晶体因果の功德聚なる五字七字を受持する信念信行に依つて方に感（性德本具の性種）應（佛力法力の乘種）道交して即身成佛の時我が此一身一念が遍ニ於法界といふに結歸してゐる。即ち我等が内己心本具の性德佛種が信力となつて發露して、外法力佛力の乘種殊に妙法五字を受持する功德に依る旨を明されたるに外ならない。而して妙樂の此文の御引意は、文段の起盡前後の關聯上遍を以て具を顯す、即ち本具性種の佛界を修得顯現したる相貌を結示し給ひたることは在文分明である。若し氏の言

ふが如く、本具性徳の修顯發得ではなく、但妙法受持の功徳に依て、初めて本佛の因果の功徳を讓與されるといふは彼他力淨土門の信仰と全く別がなくなる。扱て具は具でも台當迹本事理の異あれば、次下に本門の事具の一体三法を明すべく、結前生後として、此處で事理兩極處中の妙樂の此文を引かれたのである。隨つて四十五字の「已心」を「本佛の心法」と云ふは、全く文義でなく。又別して「本法本佛に如同せる信順行者の一心一念」と局定するは、別して信順行者に約する修行門に偏執して、一体三法の法体門を謬解したもの。此文の「已心」は信不順逆を簡ばず總じて凡夫心（此凡夫心は、六凡四聖相對の凡でなく、九界佛界相對である濫すること勿れ）である。但し再往意別して「信順行者の已心」に在ることは理在絶言である。若し四十五字の「已心」を唯「本佛の一心一念」、又別して「信順行者の一心一念」と爲して、三千事具を十界一切衆生に許さずとならば、妙法とは限られたる妙法になりて、未信者は妙法でないことになる。是の如きは開顯圓實の妙法をして、偏權未開の馬鹿法たらしむるものである。妙樂の文意及吾祖御引用の意是の如く文義婉順で、毫も異解すべき餘地がない。然るに、氏は四十五字の「已心」を「本佛果上の一心一念」と釋成せんが爲に、妙樂の此「一身一念」を「本佛が成道した時の遍於法界の一心」と解するが如きは、其不自然不妥當、牽強附會苦會曲釋の痕、歴々として掩ふべからず。而も氏は猶同講義格一八六上に、

「衆生は理を得たり、諸佛は事を得たり（今云く、金）は、本化の法門亦然り、衆生界にありて事々無礙的の理論を以て事觀と云ふが如き觀念論は、またこれ一種の理觀のみ」と、又云く同講義（一八七頁）

「妙樂大師の此文は止觀にあつては『常知身土一念三千』の二句、即ち十界の身土は即ち界々衆生の一念の三千なりといふ本理に重きが置かれ、『故成道時稱此本理』の二句は佛界に至りて其本理の徹底するをいひ、『一身一念遍於

法界』は、理の徹底は事用として法界に身心遍滿するをいつたもので、九界の衆生にあつては理の一念三千、佛果に至りて事の一念三千即ち功德の三千なることを示された文ですから、若し之を本鈔の上の文に附けての結釋とすれば、在他の本佛本化乃至十界の身土を、我等の一念の十界己心の三千だといふ大問題に對しては、無量義經・普賢經・涅槃經の十文を引き、それを總結して釋尊の因行果徳は妙法五字に具足すと、果上功德化の十界を擧げて、これを我等凡夫に讓與せらるゝ時に、はじめて本佛も本化も我等の己心の佛界・菩薩界であるぞと説かれてゐるのですから、その重きは果上事遍の一念三千にあります。況や此下に『夫始寂滅道場』といふより下は乃本門の釋尊の身土を擧げ、此身土は釋尊の己心の三千具足三種の世門、即ち釋尊それ自身の一身一念遍於法界の事一念三千であることを示されたのですから、此妙樂の釋は……本門の佛果の身土を沙汰せらるゝ前提としてお擧げになつたものと拜するのが、一層妥當であらう云云

と。これによれば、氏は本化事上の三千にも事理あり、彼台家理が家の法門にも亦事理あり、而も彼は一束して理となし、之は一束として事といふ大判細判の別をも混淆し、當家事が家の法門に於ける事具の法体談道をも一種の觀念論的理觀として一蹴し去る獨斷を敢てし、唯事上功德化の三千のみを事の三千と爲す所より、遂に如上他力信仰に類する僻説をなして、法華本門の事の一念三千の心を死すに至つた。

若し氏の如くんば、行者が本佛の心法なる要法を受持する時始めて授與せらるゝ果上の三千は行者にありては本無今有の水月萍草となつて、無始本有の十界互具眞の事の一念三千は説けなくなる。氏が『四十五字法体段正義』の釋義、吾淵學師に對する五十問、皆此一元品無明・根本迷惑より出づ。古人曰「一迷ハ千惑」と。惜み且つ歎ぜざるを得ない。噫。

其二 本門十妙と本門の三法妙判に就て

(同上)

法華玄義の五重各説釋名段の下に、妙の一字を釋するに待絶二妙、三法妙、乃至本迹各十妙・三十妙・六十妙・百二十妙等を成じてゐる。

而して此最後百二十妙の成數は、如何して成ずるやといふに、彼文に曰、

迹中ニ有レニ衆生法妙・佛法妙・心法妙（これ謂ゆる）各十重（各十重とは此三法妙が臺となつて、本迹合シテ三十重す）

（本迹各三十）。乃此（本迹を）六十重（一復有ニレバ待妙・絶妙ニ）玄籤會本二上四十四左云「明レ妙者、一ニ通釋、二ニ別釋。通ニ又妙の意なり」。至此（合して）六十重（一復有ニレバ待妙・絶妙ニ）爲レ二ト一ニ相待、二ニ絶對す。中略。用ニ比兩妙ヲ妙ニ上ノ三法（心・佛・生）衆生ノ法亦具ニ二妙ヲ稱レ之ヲ爲レ妙ト云云

佛・心法亦具ニ二妙ヲ稱レ之ヲ爲レ妙ト云云。則チ有ニ百二十重ニ文（會本二ノ上）五十八右

と。即ち迷悟因果の事用差別を、一理隨縁に約して不、二、一体、理、体、無、差、を釋する、三、法、妙、判、が、臺、で、此、の、三、法、が、各、迹、本、の、十、妙、を、具、し、待、絶、二、妙、に、經、て、三、十、・、六、十、・、百、二十重の妙を成ずると云ふのが玄義の文意である。

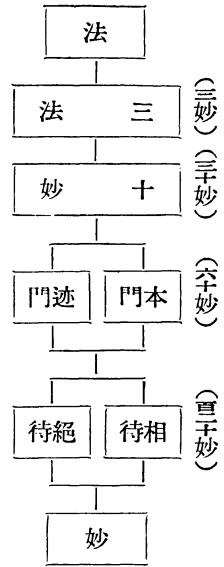
されば迹門の三十妙にせよ、本門の三十妙にもせよ、衆生法と心法との十妙は果なり悟なる佛法の十妙に對すれば俱に因なり迷なることは玄義の釋義である。然るに山川智應氏は『信人』第三十八號等に玄義の今文の能具（三法）所具（十妙）を正反對に十妙に三法を具せしめて、本門の心法は「本佛の心法」又「行者（不信者）の心法」の義を證成せんとしてゐる。是れ全く此玄文を解せず天台の意を得ず、一是

且つ氏が編述せる『本化聖典大辭林』（三七九）の「百二十妙」の釋及び圖解と全く自家撞着である。是即ち『辭典』に

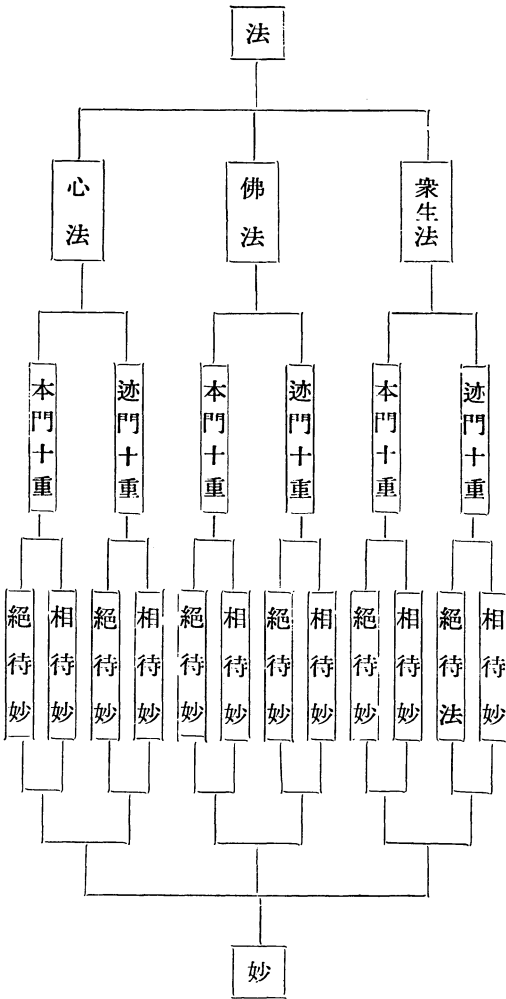
百二十重の成數は、頌すれば『三法各十三十妙、本迹相例六十妙、各妙待絶百二十』となる。

は、

觀心本尊妙と生死一大事血脈妙との鑽仰對照



更に此の表を義に約して圖示すれば左の如し。



即ち「是兩妙（相待妙）を用て上の三法（衆生法・佛）を妙ならしむ」（即ち根本）に就いて本門に十重を開き、迹門に十重を開くが故に本迹各六十妙となりて百二十重を成ずるも、更に開すれば無量無邊の妙となり、若し合すれば待絶の二妙となり、待絶俱時の一妙となるなり。（辭典二七一九）と云ひ。又

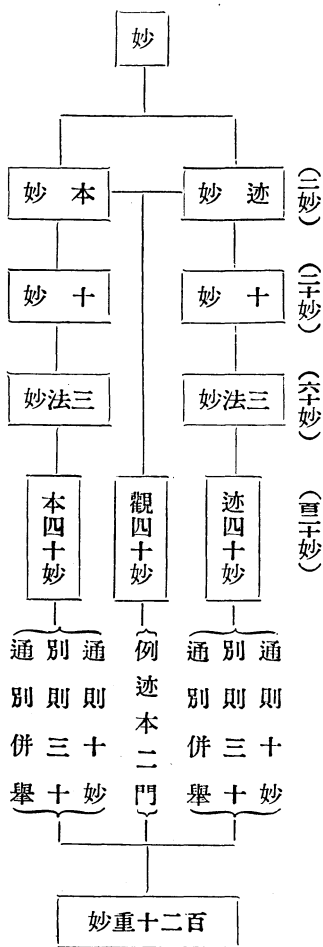
三十妙、——十妙を衆生法・佛法・心法の三法に各わたるとしてかく數ふ。（辭典一六〇一）と、此の釋正しく玄義の意である。

而も又

法華題目鈔に

迹門十四品の一妙・本門十四品の一妙、合せて二妙。迹門の十妙・本門の十妙、合せて二十妙。迹門の三十妙・本門の三十妙、合せて六十妙。迹門の四十妙・本門の四十妙、合せて百二十重の妙也文

とは、妙を釋するに、妙そのものゝ作用たる待絶の二に分たず。先づその妙を發揮したる法華經の説を主として、迹門十四品に顯されたる一妙、本門十四品に顯されたる一妙と分ちて二妙、迹門本門各十重に開説して二十妙。各衆生法・佛法・心法の相違あるが故に合して六十妙、此の迹本の各三十妙に、各根本の十妙（衆生法・佛法・心法と開か）を合すれば迹門本門各四十妙あり、それに觀心の四十妙を加へて百二十と數へたまへるなり。これは増數法に依りたまへり。



(辭典二七一九)

と、謂ふ所の「各衆生法・佛法・心法の相違あるが故に、合して六十妙」の語、「辭典」上來の圖示解説に依らば、衆生法の十妙・佛法の十妙・心法の十妙・各迷悟因果同じからざるが故に、此數を成すと、言へるが如く、是れ明に、玄義の釋意を得てゐる。然るに「信人」等に於ては之と全く正反對に、本門十妙を能具とし、三法を所具として、本門十妙によつて立つ三法妙の心法は「本佛心」又は本佛本法に如同せる「行者の一念」等といふてゐるのは如何、辭典非敷信人是敷。試に思へ、本門十妙は壽量品の文の如く、もと是れ別して果地の妙用の功德で、九界因人には通じない。然るに之を文底觀心の徵旨より見る時、此果上の功德の十妙が、獨り本佛の果上のみならず、因なり迷なる九界の衆生法・心法にも本具すると云ふ即ち十界互具、因果迷悟の法が不二体を示したのが即ち本門十妙と三法との配釋にして妙なる所以であれば、衆生と心法とは、上の果なり悟なる佛法に對して因なり迷なること理在絶言である。氏や何ぞ惑へる。此義粗々吾高田先輩が淵學師の觀心本尊鈔鑽仰第四篇に匡謬されてゐる。

其三 優陀那輝上の『祖書綱要正義』の一節に就いて

(同上)

復氏は最近刊『大崎學報』第八十六號及び『信人』第四十二號に「一念三千の法体と行法」なる題下に七科を立て、觀心本尊鈔四十五字法体段の「己心」を「本佛の己心」とする自義を和上に求めんとして其の第六「優陀那院師本佛果上の一念三千を法体段の文相正解とす」の項下、先づ綱要の「正像末法題目異相章」の一文を牒して、師は本佛果上の一念三千・要法受持の一念三千を明せりとなし。次いで同「二種本門十條異目章」に『今此三界合文』の隨自本門の下の法々具足等の文を引いて釋せる下の正義に、

議ラク（是）法々皆具スルニ三身ヲ義也。然ルニ論セバ義ヲ諸法（九界）三身（本佛）互ニ可レ言フ具スルヲ。若シ論セバ文ヲ者、本尊章（四十五字）法体段（一）則佛ヲ（本佛果上）爲ニ能具ト、法ヲ（千）爲ニ所具ト。若シ下ノ所引ノ總在一念鈔（行者）爲ニ能具ト三身ヲ爲ニ所具ト（括弧内の註は氏トのなせる所）の文を出して、

輝師はこゝに「本尊鈔」の四十五字法体段の『此即己心三千具足三種世間也』の『己心』の文字は、本佛能具の一念で、三千は其所具、即ち本佛果上の一念三千なることを明瞭に説いて、導師が本佛を所具とし、凡夫の己心を能具とすることは「本尊抄」の文に非ずとし、更に『義』においては此『己心』は十界交互に説くべきもので、凡夫己心のみに説くべきでないとは是正し、更に導師の『法々皆具三身』の義が、非行者より非情にも及ぶことを簡んで左の如く念釋してゐる。

若シ法ヲ爲ニ能具ト、三身ヲ爲ニ所具ト者、立言末レ得レ宣キ。何トナシ者、佛及行人ハ是レ立觀ノ處ナリ。宣レ言ニ能具ト。若シ三

千ノ諸法へ是ト所觀ノ具法ナリ。宣ケ言フ所具ト也

『佛』を能具とするは『本佛果上の一念三千』なるは前述の如く、『行人』を能具とするは即ち『本法受持の一念三千』『要法受持の一念三千』なること、また一毫の疑滯の生ずべきものはない。而して『佛』『行人』とは『立觀ノ處』即ち觀心といふべきであるが、非信者非行者には能觀の義はないから『所觀ノ具法』で、『能具』の義はないとせるところ、師の識見の明確を見る。勿論導輝兩師に六識妄心觀などあるべくもない。

といひ、以て巧に輝師をして自説を證成せしめんとしてゐる。然るに所引の『正義』に輝師の「本尊章則佛爲能具」といへる意は、蓋し氏が割註してゐる別して四十五字文段を指したものでなく、總じては本鈔は意正く是れ壽量の經意即ち佛界緣起（佛は能緣起、能具）を説くを指し。又別しては文十界互具の總證に迹門方便品を引いては「九界具佛界」を證し、本門壽量品を引いては「佛界具九界」を證し、更に別證に壽量品の「或説已佗身」等の文を引いて「佛界具九界」を證し給へるを、「若論は文者本尊章則佛爲能具云云といへるもので、換言すれば、本鈔は壽量の經意を述釋したるもの、壽量は佛界緣起を説く、隨つて本鈔は佛を能具とし衆生を所具と爲すと謂ひし耳。故に「本尊章」の言、別して四十五字段を指したるのではなくして、意は前述の通りである。故に此文、氏が「佛の己心の證とは成らない。若し此「正義」の一文を謬解して和上が本尊鈔の觀心の「心」を「本佛の心」の義であるとせんか、正しく本鈔を註せる『畧要』の

觀とは事觀なり、二意を以て決すべし。一には所觀の法相、二には能觀の行相なり。一に所觀の法相とは、凡夫眼見の森羅の諸法・十界の依正悉是行者自心同体の妙法にして本來不迷不染の法なり……能觀の行相とは大曼荼羅上に、自心所現の法界を圖し出して自心の實相全く法界なること如是と信解し、其實相を五字に結成して念々これを

唱題して信心常に心の實相を照了するを事の觀相とするなり。……

心とは念々現前の一心なり、……今家は一心の差、心直に事相差別の萬法と一体にして、萬法は一心の所現、徳用顯現の相なり。……行者に於て心は是萬法の本体、萬法は一心の妙用なりと知覺するが佛坐道場の正知正見なり。……

…(充洽園全集卷二、三二八)

「當知身土」……今文引證の意は、事中(凡の)の一念分身散体して十界の身土と顯れたる本來の事相也、一多圓融の事相を妙法の一理と定めて、此妙理を即得究竟する時、自己の身土色心本來周遍の相を開覺するを佛慧を得て覺道成時と名くる也。但し今文は受持冥得に約し、次に至て正しく心相の實を示す。(同三四)

「此即已心三千具足」事常住の依正(上の三十二字)を取て(凡の)己心の全体とす。(横に法に約す)又本時の生佛を全して常住の心法とす。(豎に時に約す)一体の三法無二無別なり。是正しく事一念三千を結成し能觀の事行を成就せしむ。……

……(同三五)

とある。是れ正しく「九界能具・佛界所具」の義である。若し氏が引ける『正義』を和上の四十五字法体觀とすれば和上自家撞着矛盾に陥る。豈是の如き理あらんや。

况や『最實事錄』(全集第四卷)には

夫れ事觀の妙義、法界の諸法を自心の中の三千と達する義は勿論なり……然るに事觀と云は化他の弘經を觀行とすと云事いまだ的中の説にあらず(山川氏の如きは此化他の觀をたて)佛が慈觀云云の佛心を立つる非)それ治病鈔の觀法に有る二の語、固より内觀の異目を言ふなり、

惣勘文鈔に己心と佛と衆生と此三全く一念の心中に攝して心の外なしと觀するは下根の行者尙一生の中に妙覺の位

に入る云云是若し台家の理觀の義ならば一生入妙の義あるべからず、……惣勘文鈔は事觀の旨を示し玉へり（正義即身成佛事理異目章の正義）に云、如惣勘文鈔（雖附台家中古）本尊鈔の十界五具の旨も法界の十界を我等凡夫の劣心記（而未必不）言當家圓旨（中略、文或附台家義助宗旨云云）身中に處せしむるの妙談にして我等が血肉の色心即妙覺の釋尊なる旨を明し玉ふ、十法界明因果妙も十界五具する故に凡夫一生の中に妙覺の位に入るの旨を明す、皆是法界圓融するが故に自己の色心に妙覺の功德を具するの義、是れ本門上の法門也。故に十界五具一念三千は本門の上の觀心なること明けし、今家の義は唯目前法界の十界が己心の相なりと了知するを觀心と言って身中心内へ攝入する事を許不、然るに内外の祖書に十界五具一念三千を明すは皆上に明すが如く自己の身心に攝入するの義也、故に本尊鈔にも十界五具を明す證據を擧げ玉ふ時は妙とは具の義の文を擧玉ふ。

とあり。『台荆異目』（全集卷四）には

當知身土一念三千故成道時稱此本理一身一念遍於法界の語も事の身土が一念の三千にして、果證の時に自ら一身が法界に遍じ在他の萬法を融入する義なるべし、別に佛心内の九界が顯現する道理なきことなり（山川氏はこれを直にの所具の所顯と見ず、今の説とは正反對）

とあり、『事觀眞實義』（同）には

妙宗事觀の眞面目は大に尋常の法相に同じからず、かの台家の理觀に對して事觀の名を立つと言へども三千の法相は名目を假籍する迄にして但森羅の異名とするのみ、畢竟取意して是を言はど、其心正則天下平と云の意にして天地萬生を自の一心に歸して大道とするのみなり、且く祖文を散引して其相を点示せば、撰時鈔云「悦しき哉憑しき哉不肖の身として今度心田に佛種を植えたる、いまにしも見よ等」所謂心田の言は、日本國の衆生を攝して（良云、順逆二緣共）

に攝す) 直に自己の心と名玉ふ意也。中畧一人の心を正ふすれば天下萬民常樂の果報を得るが事の一念三千也、
るか。『双照二觀精要篇』(同)には

諸法を一心の實相、佛位の依正、(此一心はやはり凡夫行者の一心と) 也と信じぬれば、實相妙法は眼前に在り、故に
名字、即(凡)の信解に依つて佛地常住の諸法を見る也、(隱顯門)

當家事圓の義は佛に約すれば三世の生佛十方の依正皆釋迦の一身に歸し、行者に約すれば十方の生佛三世の依正全
く行者一身の當体也、(一異門)

台家の理觀は底下の凡夫理性所具の三千を觀じ、今家の事觀は久遠本佛果上證行の三千を觀ず、何なるをか底下凡
夫理性所具の三千とするや、台家の意は九界は色心依正其体圓融なりと雖も自ら無明の所感なり、惑業の所成なり。

……三道即三徳と觀すれば三道謝して三徳現す、……今家の意は十界の色心依正並に惑業の所感に非ず、無明の所
爲に非ず、全く是久遠本佛の普現色身にして戯場の變態游浴の浮沈天月の虧盈の如し、(因果門)

等々及『一念三千論』(大崎學報八十六號に望月教授曰、「和上の三千論は天台の理の一念三千を表とするから、當家の事の一念
三千の義相を明す場合には、必ず當家の二字を特置するを忘れず」と理在絶言。又曰く「和上が兩家の一念を説くや、台家には凡
夫念々・根塵相對・介爾生滅と云ひ、當家には介爾緣起といふ。前者は六識陰妄の迷妄心を指し、後者は迷妄の念体に非ずして釋尊
正覺現前相應の一念と同じく、極めていへば佛心と衆生心との相即相入同体不二の一念也」と。否、正反對に當家觀心の心を凡夫六
識妄心と言ふを通格と爲す。又曰く「和上は必ずしも心を觀すべきを言はず、色境を觀ずといふ」等々と。是れ事を正意とすれば
なり。而も宗祖身色を去つて心に就いて觀心せしめて觀身觀色せしめ給はざるに就て輝上略要に「身、心、土、ノ諸法皆妙法ナレ
ドモ、心(凡)ハ別シテ迷悟ノ根源修證ノ在處ナル故、別シテ心ニ約シテ觀ヲ立ツルナリ。(是)又經論釋疏ニ准ジテ心ヲ觀境トスルナリ
乃至十界ノ依正・三世ノ身土(四十五字ノ上ノ三十二字)ヲ以テ直ニ自己ノ身体トス」といひ、又其所觀の心は凡心なること本論の

如し。更に此約心立行の意を、一念三千論ノ十九右に、廣く十意を以て述釋して「諸經論等多ク、以レ心爲メ法本ト者ハ、一ニ以テノ心是レ諸法之主ナラフ故ニ。二ニ以テ心是迷悟之本ナラフ故ナリ。三ニ以テ設教ノ本意ニシテ故ニ。四ニ約ニシテ修行ノ宗要ニ故ニ。五ニ從ニテ能造ノ現見ニ故ニ。六ニ易ク顯シ一相無相ヲ易キ亡シ異相ヲ故ニ。七ニ菩提涅槃ヲ以レ心ヲ得ルヲ故ニ。八ニ諸法實相ヲ依テ心ニ知見スルヲ故ニ。九ニ心ハ屬シ智ニ智若シ歸セハ正ニ境自復スルヲ妙ニ故ニ。十ニ五大ハ五大法本説を斥ふ）則未シテ是レ成ニ十法界、十法界ノ因果ハ約レノ心ニ分別スルヲ故ニ。當レ知九諸法實相ハ依テ心ニ現前スルヲ故ナリ云云」等に、義に依れば凡心が能具で佛界が所具なる所以を詳述してゐるをや。尙言ふべきあれども、吾高田先輩の最近刊『事の一念三千觀心義提要』に讓る。

會釋

(前述本尊鈔十界五具總證所引の壽量品の「佛界具九界」の文意に就いて)

氏は本尊鈔に十界五具の總別二證を擧げ給へる中の「佛界具九界」の總證たる「壽量品」曰。如是我成佛已來至佛界所具ノ九界也(縮九三〇)の文を以て本門は佛界所具の九界即ち佛界が能具、九界が所具であるから、壽量品觀心の心は「本佛の一心」であると「信人」及「新講座」等に力説してゐられるが、是亦壽量文上の教門、教相に囚はれて文底觀心の實義を解せざるに由る。而も氏は從教起觀だから壽量品の觀心は「本佛自らの觀心」本佛の心を觀する「本佛が自心所具の十界三千を觀ず」等と「觀心」の名義を三様に新釋してゐられるが抑々「觀心」とは「觀我己心」見十法界の釋義は、迹本二門台當二家通用の聖判であることを解せざるもの(是)又迹門方便品は子に父を具するを示し、本門壽量品は父に子を具するを顯し、二門相依て十界五具殊に人界に佛界を具することを證顯するにあれば、本門の「佛界具九界も其意竟に「人界具佛界」即身成佛在る處あることを顯したる壽量の經意を解して居らない。(三)是

此義義に「壽量觀心論」又近く何等かに發表すべき『五十問檢討』に詳述したれば今は高田先輩が、吾淵學師の義を

紹述して、近く新に公刊せられんとする『事一念三千觀心義提要』及『大崎學報』『棲神』を必ず併せ讀まれんことを切望して擲筆す。

昭和十年八月會八日 稿者 合掌
補者

本鑽仰と五十問檢討の一大論文は合して觀心本尊鈔鑽仰第五篇(百三頁)として遂に公刊せらる。志あるむ學者は古愚庵内宗學會へ申込みられたし、實費にて提供せらるる筈なり。

五十問檢討は本誌上に發表せらるる筈なりしも頗る長篇、紙數限りありて割愛するの止むなきに至る、讀者幸に諒せよ。(記者)